

# ふる里かわうち会 会則

(名称)

第1条 本会は、ふる里かわうち会と称する。

(本会の目的)

第2条 会員間の融和と親睦を図りながら、本村出身者や県外避難者等が安心して暮らし故郷となる川内村の魅力や各種イベントの情報を発信し、交流人口の拡大や新たな人たちを呼び込むための宣伝活動を担い、川内村と会員とのふれあいや繋がりをより深め、川内村の総合的な発展へ寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会に事務局を置く。

2 本会の事務局の庶務及び会計処理は、一般社団法人かわうちラボにおいて処理する。

3 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録とその他会員に関すること。
- (2) 会員が参加できる相談活動、交流活動の企画・運営・支援に関すること。
- (3) 会員への定期的な川内村の情報提供を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要とされる業務に関すること。

(会員)

第4条 会員は、所定の申込手続きを経て会員となるものとする。

2 会員は、川内村出身者及び避難者又は川内村に縁のある人で、川内村と交流を図ることとする。

3 会員は、居住地や年齢を問わない。

4 18歳未満の場合は、保護者の同意を必要とする。

(会員の役割)

第5条 会員の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 川内村が発信する村に関する情報を受け取り、PR活動に協力する。
- (2) 川内村が企画するイベントに参加・協力する。
- (3) 川内村が実施するアンケートに協力する。
- (4) その他、第2条における本会の目的を達成するために必要な取り組みを行う。

(禁止行為)

第6条 会員は、活動にあたって、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 本会内での政治活動または宗教活動を目的とすること。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は信用を失墜すること。
- (4) その他、本会が不相当と認めたもの。

(変更事項の届出)

第7条 会員の個人情報等に変更があった場合は、当該会員は、事務局に速やかに届け出るものとする。

2 前項に該当する届け出がない為、又はその届け出内容が不十分である為に事務局からの通知又はその他の送付物が延着及び未着となった場合は、事務局はその責任を負わないものとする。

(退会)

第8条 会員が退会する場合は、事務局に届け出るものとする。また、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は退会とする。

- (1) 会員が退会する旨を事務局に申し出たとき。
- (2) 申込書に記載された連絡先へ一定期間（約3か月）連絡がとれないとき。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡した場合。
- (2) この会則に違反した場合。
- (3) 故意又は重大な過失により本会に損害を与えた場合。
- (4) その他、会員としてふさわしくない行為があった場合。

(役員)

第10条 本会の業務を執行するため、次の役員を置く。

- 会 長：1名
- 副会長：数名
- 幹事長：1名
- 幹 事：数名
- 監 事：数名
- 相談役：数名

(役員を選出)

第11条 会長、副会長、幹事長、幹事、監事及び相談役は、総会において選出する。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事長は、会務を執行し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 幹事は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。
- 6 相談役は、会務について必要に応じ助言を行うことができる。

(任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(総会)

第14条 総会は年に1回開催し、臨時総会は必要時開催する。

(役員会)

第15条 役員会は役員により構成され、年に1回以上開催するものとし、書面又は電磁的方法（電子メール等）による開催も可とする。

- 2 事業計画・予算等、本会運営に関する重要事項は、役員会で決定するものとし、全役員数の3分の2以上の決議により、成立するものとする。

(個人情報の扱い)

第16条 会員に関する個人情報については、漏えいや紛失が無いよう事務局が管理し、本会の活動以外には使用しないこととする。また、本人の同意を得ないで個人情報を第三者へ提供しないこととする。

(会則の変更)

第17条 本会は必要と認めた場合、予告無く本規約を変更する場合がある。その場合は、会員に対してホームページ等への掲載により告知することとし、その通知をもって変更の効力を生じるものとする。

(その他)

第18条 この会則に定めるほか本会に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(附 則)

この会則は、平成28年11月 3日から施行する。

(附 則)

この会則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この会則は、令和 3年 11月 6日から施行する。

(附 則)

この会則は、令和 5年 12月 1日から施行する。